

東邦音楽大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東邦音楽大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」という建学の精神・理念のもと、①一貫教育の実践②少人数制による教育③国際化の推進④地域社会との交流—という四つの教育方針を掲げ、音楽に対する知識や技能を活用し、文化国家の担い手として社会に有用たる人材を育成している。

大学の使命・目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、ウェブサイト、大学案内に掲載され、教授会、各種委員会等を通して周知が図られている。

大学の使命・目的を達成するために、音楽学部は 8 専攻を、大学院音楽研究科（修士課程）は 3 コース 4 領域を設置し、学部の教育研究組織と一体となり教育研究に取り組んでいる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーはウェブサイト、学生募集要項を通して入学志願者に周知されるとともに、毎年、入学試験委員会及び教務委員会において内容の確認と検証が行われている。教育課程の重要科目に位置付けられている「東邦スタンダード」を中心に、社会的・職業的自立に関する支援体制が整っている。大学は、平成 3(1991)年にウィーンに研修施設（宿泊室、練習室、図書室、食堂等）を設置し、学生は意欲的に研さんを積み、国際交流を推進している。

近年、社会的ニーズに従い、大学は新たな専攻（Konzertfach（演奏専攻）、パフォーマンス総合芸術文化専攻）を設置することにより入学者の増加に努めているが、今後更なる対策が求められる。

〈優れた点〉

- 在学中の 4 年間を通じて、建学の精神に沿った学生の基礎力向上やキャリア教育の充実などの学修支援を目的とし、クラス担任制による科目として「東邦スタンダード」を開講している点は評価できる。
- オーストリア国ウィーン市に、学生の短期研修を目的とする宿泊室、練習室、図書室及び食堂等からなる研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置し、活用していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神・教育目的を反映させたカリキュラム・ポリシーは、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、意欲・関心・志向性）に分類して策定され、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項等により公表されている。

ピアノ専門部会は学生の演奏技術向上を目指して教授方法を研究し、その成果として平成 30(2018)年度に、専任教員の共著で「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10の基礎テクニック～」を出版し、活用している。

授業改善のための学生アンケートをもとにまとめられた「授業改善のための学生アンケート実施報告書」はウェブサイトにおいて公開され、アンケート調査、教員へのフィードバック、報告書作成と公表、そして次年度授業への反映という PDCA サイクルによる授業改善が行われている。

〈優れた点〉

○独自のテキストである「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10の基礎テクニック～」を出版し、活用していることは評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学組織規程」において学長の権限と責任が定められ、2人の副学長、学長室長、教務部長、学生部長など学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が適切に整備されている。事務組織及び事務分掌規程により、法人全体の事務組織体制が構築されている。教育改革推進会議において、大学教員と事務職員の連携のもと大学マネジメント改革が推進されている。

FD 委員会を中心に、大学の課題に対応するテーマにより FD 研修会が毎年実施され、教員の教育方法の改善が行われている。SD 研修実施規程に従い、職員の管理能力や実務能力を高め、経営効率の向上を目的とした SD 研修会も毎年度数回実施されており、教員及び事務職員に共通するテーマの場合は FD/SD 研修会を実施している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、理事会は、法人の最高意思決定機関としての責務を負い、理事、監事及び評議員は私立学校法及び寄附行為により適切に選任され、理事会及び評議員会も適正に運営され、経営の規律と誠実性は保たれている。理事長は学長を兼ねており、教授会等の議長も務めていることにより、法人及び教学の意思決定は円滑に行われている。

第 3 期中期計画に合わせて作成された中期収支計画に基づき財務運営がなされ、支出削減等の努力が行われ、一定の成果は挙げられているものの、入学者の減少等の要因により、事業活動収支差額はマイナスの状態が続いている。

「学校法人三室戸学園経理規程」に基づき、監査法人や税理士から適宜指導を受け、適切な会計処理が行われている。会計監査の体制については監査法人による監査、監事による監査、内部監査担当者による監査の三様監査による体制が確立し機能している。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・自己評価特別検討委員会は、学長が委員長となり、委員には役職教員及び役職事務職員が就き、内部質保証のための責任体制を確立している。同委員会のもとに、大学自己点検・評価部会が置かれ、多くの教職員が参画する体制になっている。平成 5(1993)年度以降、自己点検・評価の結果は報告書にまとめられ、学内の各部局、教職員等に配付されるほか、学内図書館及びウェブサイトにおいても公開されている。平成 27(2015)年度以降、自己点検・評価の定着とともに外部評価を実施しており、その結果は広く社会に公表されている。学生募集や安定した経営基盤の確立については改善を要する点があるが、内部質保証のための組織体制は構築されており、機能している。

〈優れた点〉

○平成 27(2015)年度から外部評価を実施し、自治体職員による①入学者選抜②カリキュラムの内容・学修方法③学修支援④教員組織⑤施設・設備⑥社会貢献—の 6 項目の 5 段階評価及びコメントを公表していることは評価できる。

総じて、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」という建学の精神・理念のもと、音楽に対する知識や技能を活用し、文化国家の担い手として社会に有用たる人材の育成を目指す大学教育を実践している。「東邦スタンダード、ウィーン研修、学生による音楽活動を通じた近隣自治体への貢献活動」という特色ある教育は高い評価を受けており、今後一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 東邦ウィーンアカデミー

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」という建学の精神・教育理念のもとに、①一貫教育の実践②少人数制による教育③国際化の推進④地域社会との交流—という四つの教育方針を掲げ、特色ある教育を実践している。大学の使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院の学則に明確かつ簡潔に文章化されている。

大学の建学の精神・教育理念は設立時から現在まで変更されていないが、社会情勢の変化並びに学生のニーズの変化に対応させて、教育課程あるいは設置する専攻の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長が学長を兼務し、役員会と教授会の議長を務めている。法人部門と教学部門の連携及び意思疎通は円滑であり、使命・目的及び教育目的の策定に際して双方が関与・参画している。使命・目的等は、ウェブサイト、大学案内への掲載のほか、教授会、各種委員会、各専門部会等において折に触れ周知が図られている。「学校法人三室戸学園第 3 期中期計画（平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年）」は、建学の精神・教育方針、使命・目的等を踏まえて理事会において作成されている。

使命・目的及び教育目的は、役員・教職員の理解と支持のもと、学内外への周知や中期計画への反映、三つのポリシーへの反映が行われている。大学は、使命・目的等を達成するために、8 専攻を設置し、各専攻は教育方針に基づく教育研究組織及びカリキュラムを編成している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院及び各専攻にアドミッション・ポリシーが策定され、大学案内、学生募集要項及びウェブサイトを通して、入学志願者に周知されている。

アドミッション・ポリシーの内容については、毎年、入学試験委員会及び教務委員会において入学者受入れの実施及び検証を行っている。また、そのアドミッション・ポリシーに沿って入学前教育やスクーリングなども実施し、大学における学修に備えている。

大学は、過去 5 年間にわたって音楽学部音楽学科の収容定員は未充足であり、充足のための更なる対策が求められるが、近年、Konzertfach（演奏専攻）やパフォーマンス総合芸術文化専攻など、社会的ニーズを考慮した新しい専攻を設置することによって、学生受入れ数の向上に努めている。

〈改善を要する点〉

○音楽学科において、収容定員充足率は 0.7 倍未満であり、学生募集に関して改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学科、専攻課程卒業のための単位授与に関わる成績評価基準について、学生オリエンテーションにおいて教務学生担当職員と教務委員会の各担当教員が連携して学生に説明するなど、教職協働による学修支援体制が整っている。

また、障がいのある学生のための「スマイルデスク」という愛称を付けた相談窓口の設置、全学的なオフィスアワー制度、演奏会・レッスン・授業等の補助者となる研究員、大学院生による留学生学修支援等の支援体制が整えられている。中途退学、休学及び留年への対応についても、主専攻実技担当教員が実技レッスンや学生との相談時間を通じて学生の変化を察知し、情報を速やかに職員と共有して指導・支援を行っている。

〈優れた点〉

○在学中の 4 年間を通じて、建学の精神に沿った学生の基礎力向上やキャリア教育の充実などの学修支援を目的とし、クラス担任制による科目として「東邦スタンダード」を開

講している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程の重要科目に位置付けている科目「東邦スタンダード」を中心としたキャリアデザインカリキュラムが構築されており、学生部長補佐を委員長とした全クラス担任・副担任、教務部長及び学生部長からなるキャリア支援委員会及びキャリア支援センターにより、キャリア支援が行われている。

インターンシップ制度は整っているにもかかわらず参加者が低迷しているため、インターンシップ参加者によるインターンシップ成果発表会を東邦スタンダード等の授業内にて実施するなどの検討に取り組んでいる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の福利厚生と充実した学生生活の展開及び学生自身の成長を図ることを目的として学生委員会を設置し、重要な案件に関しては教授会の審議を経て実施するなど体制が整備されている。

経済的支援としては、修学困難な学生を支援するために、大学が独自に行っている給付型の「東邦音楽大学奨学金」などの制度が設けられている。

学生主導のサークル活動、実技科目から派生した活動（合宿・学外公演等）、地域貢献やボランティア等の短期的活動などの課外活動に対して、学生委員会を主体とし、教務学生担当及び地域連携・演奏センターが窓口になり支援が行われている。また、学生の健康管理には保健室が対応し、学生相談にはクラス担任や学生相談担当専任教員による学生相談室及び臨床心理士によるカウンセラー室が対応している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境は、音楽大学にとって最も重要であるレッスン室、練習室、音楽ホール、図書館などの施設・設備が十分に整備されて運営・管理され、特にピアノや管弦打楽器なども数多く所有し、学生の利用に供している。

キャンパス全体の完全なバリアフリー化には至っていないが、二つのキャンパスとも段階的にバリアフリーの範囲を拡大している。

また、使命・目的を達成するための四つの教育方針の一つである「少人数制の教育」に沿って、個人レッスンをはじめとし、少人数で授業が展開されている。

建造物の耐震化率に関しては、ウェブサイトの教育情報に掲載されている。

〈優れた点〉

○オーストリア国ウィーン市に、学生の短期研修を目的とする宿泊室、練習室、図書室及び食堂等からなる研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置し、活用していることは評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業改善のための学生アンケートの結果は、それに対する教員による現状の説明、問題点、改善の方策とともに実施報告書にまとめられ、ウェブサイトにおいて公開し、全教員が確認して、授業改善のために積極的に活用されている。

学生の健康は定期健康診断等によって把握し、心的支援はカウンセラー室における臨床心理士によって行われる体制が整えられている。経済的に困窮している学生には、さまざまな奨学金の他、学費の分納などの制度もあり、就学困難とならないように支援している。

また、学修環境に関する学生の意見・要望の把握のために、年度末に全学生を対象に行われる調査において学生から意見を聞き、教学 IR 推進委員会、学生部長及び学生委員会等の場において検討され、可能な限り反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目3-1を満たしている。

〈理由〉

建学の精神のもと、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、ウェブサイト、大学案内等で学外にも周知している。

単位認定基準等は策定・周知されており、評価基準はシラバスに具体的に明記され、評価の具体的な方法が示され、厳正に適用されている。また、2年次から3年次に進級基準を定め、履修ガイドに明記し、入学時及び2年次進学時のオリエンテーションにおける履修ガイダンスにおいて学生に周知を図っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目3-2を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・教育目的を反映させたカリキュラム・ポリシーは、学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、意欲・関心・志向性）に分類して策定され、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項等により公表されている。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの連動を可視化する目的でカリキュラム・マップが作成され、「授業を通じて修得できる力」がシラバスに明示されている。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程は、基礎教育科目、共通専門教育科目、専門教育科目（音楽専門教育科目）、人間教育科目、文化教養科目、音楽療法科目、外国人留学生に関する科目、教職科目の八つの科目群に分かれ体系的に構成され、教養教育の充実も

図られている。

専門実技の教授法については、各専門部会を中心にして研究活動が行われ、海外から招へいた演奏家や教授の来学に合わせて研修会が実施されている。

〈優れた点〉

○独自のテキストである「表現を高めるための毎日のピアノエクササイズ～10の基礎テクニック～」を出版し、活用していることは評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業改善のための学生アンケート調査、学修時間・実態調査、「東邦スタンダード」、学修ポートフォリオ、保護者対象授業公開アンケート、卒業生アンケート、キャリア支援センターによる調査等、多様な尺度、視点や測定方法により学修成果を点検・評価している。

教学 IR 推進委員会、FD 委員会、教務委員会が中心になり、各種アンケート調査及び学生自身の学修を振り返るポートフォリオの結果を分析し、状況を把握しながら PDCA サイクルを回し授業改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学組織規程」により、組織上の役割の分担は明確に整

理されている。教授会、研究科委員会における学長が意見を聴取する事項は学則に定められており、教務委員会・学生委員会等で審議された事項は、教授会に諮られ、学長のリーダーシップのもとで協議・調整され、速やかに各専攻及び各部署の長に伝達されている。

副学長、教務部長、学生部長などを適所に配置し、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。

「学校法人三室戸学園事務組織及び事務分掌規程」により法人全体の事務組織体制が構築されている。教育改革推進会議において大学教員と事務職員の連携のもと大学マネジメント改革を進めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教職員の採用及び任免は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」に基づき行い、大学及び大学院の教員については、設置基準が定める専任教員数、教授数、研究指導教員数等を適切に満たし配置している。

FD 委員会を中心に、毎年度大学の課題に応じたテーマを設定して FD 研修会は計画・実施され、他大学教員等を講師に招き、教員の教育技法の改善に役立てている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の管理能力や実務能力を高め、経営効率の向上と職員能力の向上を目的とした「学校法人三室戸学園 SD 研修実施規程」が定められている。職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させる取組みとして、SD 研修会が年数回全学的に行われており、教員及び事務職員に共通するテーマの場合は FD/SD 研修会として行われている。また、学内の研修会だけではなく、民間企業や他大学等で行われる外部研修にも職員を参加させている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学研究推進・倫理委員会規程」により、研究活動の推進が図られ、研究倫理に関する教育及び倫理事項の審査判定など研究倫理の確保のための取組みがなされている。川越キャンパス及び文京キャンパスには専任教員のための研究室が配置され、文京キャンパス図書館にはラーニング・コモンズが整備されるなど研究環境等の整備がされている。また、「学校法人三室戸学園における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定し、「研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口について」をウェブサイトにて公開し研究不正防止に関する取組みを周知し、不正行為の防止に努めている。研究活動を対象に含めた「教育改革支援プログラム」を実施し財政的に支援する制度を確立している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会は、法人の最高意思決定機関として責務を負い、理事、監事及び評議員は私立学校法及び寄附行為により適切に選任され、理事会及び評議員会も適正に運営されている。

毎年度学長は、大学の教育的使命・目的の実現のために大学運営方針を示し、予算編成時に次年度の事業計画を定め、評議員会の意見を聴き、理事会において了承の後、具体的施策にして実行している。

ハラスメント等の人権侵害、個人情報保護、公益通報者保護、消防計画による防災対策等、各種規則等の整備がなされている。教育研究活動に関する情報や財務情報については

ウェブサイトで公開されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為及び理事会規程に基づき適切に運営されており、理事会の構成についても寄附行為にのっとり組織されている。

理事会の開催は原則年 4 回としており、予算・決算、中期計画・事業計画・事業報告等の重要事項を審議し、意思決定機関としての機能を果たしている。理事の出席状況も問題がなく、欠席の場合は、委任状による意思表示が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼ねており、教授会等の議長も務めている。法人と大学の意思疎通は常に行われており、双方の意思決定は円滑に行われている。法人本部と教学部門の事務本部並びに教員と事務職員との意思の疎通については、小規模な単科大学であるメリットを生かし、日常的に一体感を持って実行されている。年に 2 回開催される教員オリエンテーションは、専任教員、兼任教員及び事務職員の参加により、法人を取巻く社会的状況や大学が推進している教育改革等を共通認識する機会になっている。

監事監査については、毎年度「監査方針及び監査計画」を作成し、方策や具体的監査の手順、時期等を定め実施し、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

評議員会は、寄附行為等に基づき、予算・決算、中期計画・事業計画、寄附行為及び学則の制定・改廃など重要事項について審議し、諮問機関としての機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第3期中期計画に合わせて作成された「中期収支計画（平成28(2016)年度～平成32(2020)年度の5か年計画）」に基づき財務運営がなされ、支出の削減等が行われ一定の成果が挙げられている。また、負債比率は低くかつ流動比率は高いので短期的な支払い能力は確保されている。しかしながら、入学者数の減少等により収支計画は未達となっており、事業活動収支差額はマイナスの状態が続き収支バランスは保たれていない。そのため法人全体の金融資産は減少を続けている。

大学は入学定員を充足させることに全力を上げ、適切な財務運営を目指し取り組んでいる。また、「私立大学等改革総合支援事業補助金」を4年連続確保する等、外部資金の導入の努力もなされている。

〈改善を要する点〉

○入学者数の減少等により過去5年間大学単体も法人全体も事業活動収支差額がマイナスであり、収支均衡を前提とした令和3(2021)年度以降の中長期的な財政計画の策定・実行など、安定した経営基盤の確立について改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目5-5を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人三室戸学園経理規程」等に基づき、経理室が中心になり、監査法人や税理士から適宜指導を受け、適切な会計処理が行われている。

会計監査については、監査法人による監査、監事による監査、内部監査担当者による監査の三様監査による体制が確立し機能している。理事長、監事は監査法人と経営上の課題や会計処理上の問題等について意見交換等を行っている。

基準6. 内部質保証

【評価】

基準6を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・自己評価特別検討委員会は、学長が委員長となり、委員には副学長、図書館長、教務部長、教務部長補佐、学生部長、各専攻主任の役職教員及び学園本部長、事務本部長、事務本部長補佐、地域連携・演奏センター長ら役職事務職員が就き、内部質保証のための責任体制を確立している。

自己点検・自己評価特別検討委員会のもとに、大学自己点検・評価部会が置かれ、多くの教職員が参画する体制ができている。自己点検・評価を通じて教職員間のコミュニケーションの活性化がもたらされている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は自己点検・評価を平成 5(1993)年度から実施しており、その結果は報告書にまとめられ、学内の各部局、教職員等に配付されるほか、学内図書館及びウェブサイトにおいて公表されている。

エビデンスに基づく自己点検・評価のために、学園本部・経理本部・事務本部は、資料の収集・保管及び関連データの作成を恒常的に行っている。授業改善のための学生アンケート、教員による同アンケートの分析、学修時間・実態調査、卒業生アンケート及び授業公開アンケートが実施され、教学 IR 推進委員会等の委員会、教務学生担当、キャリア支援センター等で分析が行われている。

〈優れた点〉

○平成 27(2015)年度から外部評価を実施し、自治体職員による①入学者選抜②カリキュラムの内容・学修方法③学修支援④教員組織⑤施設・設備⑥社会貢献一の 6 項目の 5 段階評価及びコメントを公表していることは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修状況及び意見は、学生対象アンケート調査、クラス担任、実技担当教員、事務局教務学生担当及び学生相談室等から集約され、各委員会等会議体での分析の後、教育改革推進会議における教育の改善・向上策の審議・決定に反映されている。

FD 委員会は、質の高い教育を行う教員に対する「ベストティーチャー賞」選考を含む教育の改善・向上及び組織的な研修・研究等を推進している。

学生募集や安定した経営基盤の確立については改善を要する点があるが、教育改革推進会議及び FD 委員会が中心になり、各種委員会と事務組織は連携して、内部質保証のための組織体制は構築されており、機能している。

〈改善を要する点〉

○三つのポリシーを起点とした教育研究活動の質保証を推進し、入学者増加の具体策及び財務基盤強化を踏まえた中長期計画を策定し、PDCA サイクルによる大学運営の内部質保証の機能性が更に強化されるよう、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域への貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 地域への貢献をテーマとした教育の実践

A-1-② 川越市、ふじみ野市など地元及び近隣地域への音楽活動を通じた地域貢献

【概評】

教育の基本方針の一つに「地域社会との交流」を掲げ、音楽を通じて地域に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。学内に「地域連携・演奏センター」を設置し、川越市、ふじみ野市及び文京区等の自治体との地域連携を積極的に行っており、その内容は音楽学部という特性を十分に生かした活動であり高く評価できる。その中でも、平成 17(2005)年結団の「南古谷ウインド・オーケストラ」について、南古谷地区の三つの中学校を中心に中学生、高校生、更に一般市民が加わり 100 人が参加する吹奏楽団の演奏は、世代を超えた優れた社会活動として機能している。川越市立南古谷小学校では、学生たちがスクールボランティアとして授業等の補助（アシスタントティーチャー）を体験し、児童たちと向き合い、教師たちと交流できることは、将来教師として教壇に立つ学生の資質、力量を高めるための貴重な経験の場になっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 東邦ウィーンアカデミー

(1) 本学の教育方針「国際化の推進」を担う人材育成プログラム「ウィーンアカデミー」

本学のカリキュラム中で特筆すべき科目の一つに「ウィーンアカデミー」がある。この科目は、オーストリアのウィーンに所在する本学の海外研修施設（TOHO ウィーンキャンパス「東邦ウィーンアカデミー」）において学修するプログラムである。

本学が目指す音楽教育は、全ての学生が自律した一個の音楽人として活躍できる「One to One の教育」である。その実現のために学生個人々の資質やレベルに合わせ具体的な目標を設定し、その達成に向けてきめ細かく指導している。この研修を通して国際感覚を身に付け、世界に通用する演奏家、教育者の育成を目指している。グローバル人材の育成が叫ばれる現在、本学ではいち早くその必要性を認識し、平成 3(1991)年から音楽大学では初めてウィーンに研修施設を設置し、学生達は意欲的に研鑽を積んできた。全ての学生がグローバルスタンダードを意識し、演奏活動や教育活動を行うことが複雑な現代社会の様々な課題の解決に寄与するものであると考えている。実際この研修でウィーン伝統や様式や技術を受け継いだ一流の演奏家の音楽に触れた学生たちは、国際感覚を持った演奏者、教育者として様々な地域、領域で活躍している。

(2) 研修内容

学部においては、3年次に全学生必修として15日間のウィーン研修(授業科目名「ウィーンアカデミー(4単位)」)が設定されている。この研修は学生を15名程度のグループに分け、年間を通じて実施されている。また、大学院は、1年次に16日間程度の研修が必修(授業科目名「ウィーンアカデミー特別研究(4単位)」)となっている。

また、平成 26(2014)年度に新設された演奏家コース、Konzertfach(演奏専攻)では、 Semester毎に10日間、1年間に2回、4年間で計8回の研修(授業科目名「ウィーンアカデミープロフェシオネル I A/B～IV A/B(各3単位×8回=4年間で24単位)」)がプログラムされている。選抜されたメンバーではなく、学部生、院生全員が必修として海外でのレッスン・授業を受けるというシステムは、本学独自の画期的なカリキュラムである。

研修で指導に当たる教授陣は、ウィーン国立音楽大学の教授やウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の世界的な演奏家である。学生一人ひとりが1対1でレッスンを直接受け、さらに朗読法や楽曲分析を初め、世界最高のオペラハウスである「シュターツオパー(国立歌劇場)」等でのオペラ鑑賞、美術史美術館等での鑑賞プログラムなど多彩な観点から西洋芸術を学べるカリキュラムで構成されている。

これらのプログラムを体験することにより、学生達の知識、実技・技能の向上が図られることはもちろん、多様な音楽を受容する能力が培われ、そして表現する感性により一層磨きがかかる。その成果として、学生たちは本学の教育の理念である情操豊かな人格の形成を体現し社会に有用な人材になっている。

